

navigation

保育園・こども園の入園 申し込みを受け付けます

子育て・健康推進課 ☎0977-75-1111（内線 146）
本庁舎福祉窓口 ☎0978-62-3131（内線 167）
大田庁舎大田振興課 ☎0978-52-2222（内線 132）

保育園は、保護者が就労や病気、その他の事情で家庭において児童を十分に保育することができない場合に保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

【入園基準】

- ・父母が就労または求職していること
- ・母親が妊娠中又は出産後間がないこと
- ・生まれた子どもの育児をすること
- ・父母が病気やケガをしたり、心身に障害があること
- ・家庭内に病人がいて父母がその看護にあたっていること等

【申し込みに必要なもの】

- ・申込書（現況報告書） ・印鑑
- ・平成25年分源泉徴収票（コピー可）
- ・平成25年分市簡易申告書の写し等
- ・父母の就労証明書等

【注意点】

- ・山香こども園は直接園に申し込みさせていただきます。
- ・平成26年4月より大田こども園が開園します。入園についての説明および相談もできますのでお気軽にご来場ください。

【受付日時および受付場所】

月 日	時 間	希望保育所	受付場所
1月16日(木)	9時～12時	大田こども園	大田庁舎1階会議室
1月20日(月)	9時～12時	大正保育園	1 杵築庁舎 1階会議室
	13時～16時	浄願寺保育園	
1月21日(火)	9時～12時	恵城保育園	
	13時～16時	松栄保育園	
1月22日(水)	9時～12時	中央保育園	健康推進課
	13時～16時	市外の保育園	
1月23日(木)	9時～12時	山浦保育園	山香庁舎 子育て・健康推進課
	13時～16時	立石保育園	
1月24日(金)	9時～12時	東保育園	
	13時～16時	市外の保育園	

都合により上記日程に来られない場合は、2月21日（金）まで随時受付をしていますのでご連絡ください。
なお、必要書類に不備がある場合は受理できませんので、あらかじめ準備しておいてください。

navigation

放課後児童クラブの 入会申込みについて

子育て・健康推進課 ☎0977-75-1111（内線 146）
本庁舎福祉窓口 ☎0978-62-3131（内線 167）

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生の児童、その他健全育成上指導を要する児童に対し、適切な遊びや生活の場を与え、指導員が活動の指導をするものです。

杵築市直営の放課後児童クラブは2箇所あり、概要は下記のとおりです。

すこやかクラブ

【場所】 杵築児童館内
（児童クラブ室）
【指導員】 2名
【定員】 概ね36人

のびやかクラブ

【場所】 杵築小学校
（体育館2階）
【指導員】 3名
【定員】 概ね50人

共通事項

【対象児童】 小学校1年生から3年生の児童
【活動時間】 月曜日～金曜日・放課後～18時
土曜日および長期休暇・8時～18時
【休業日】 日曜日、国民の祝日、
年末年始（12月29日～1月3日）
【負担金】 児童1人につき、月額2,900円、おやつ代1,100円、合計4,000円（活動内容により別途徴収することもあります）

申込み事項

平成26年度（平成26年4月から）入会希望者は、児童クラブ入会申請書に入会希望クラブ名を記入のうえお申し込みください。

【提出書類】

児童クラブ入会申請書、保護者の就労証明書（保育園入園申込みに添付する就労証明書があれば、その写しでも可）※入会申請書、就労証明書は杵築庁舎福祉窓口、杵築市児童館、山香庁舎子育て・健康推進課にあります。

【提出場所】

本庁舎1階・福祉窓口

山香庁舎1階・子育て・健康推進課

【申込期限】

2月21日（金）

【注意点】

- ①定員の関係で希望するクラブに入会できない場合があります。
- ②年度途中の入会も可能ですが、児童数により入会できない場合もあります。
- ③原則小学校3年生までは同じクラブでの活動になります。

navigation

高齢者の障害者控除対象 認定について

高齢者支援課 介護保険係 ☎0977-75-1111（内線 136）

65歳以上の要介護認定者等で、寝たきり度や認知症の状態が一定の基準に該当し、杵築市長から「障害者控除対象者」として認定された人は、障害者手帳をお持ちでなくても所得税や住民税を申告する際、障害者控除を受けることができます。

【対象となる人】（下記の①②③全てに該当すること）

- ①平成25年12月31日現在で、満65歳以上の人
- ②要介護認定を受けた人等で、寝たきりまたは認知症の人
- ③身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けてない人

【障害者控除対象認定の適用の手続き】

- ①「障害者控除対象者認定申請書」を市役所に提出します
- ②後日市役所から、該当する人には「障害者控除対象者認定書」が、該当しない人には「障害者控除対象者非該当通知書」が送られてきます

【申請に必要なもの】

- ・申請書（各庁舎介護保険窓口で受け取ることができます）
- ・認定を受けたい人の印鑑
- ・介護保険被保険者※要介護認定を受けている人のみ

navigation

「くらしのガイド」の広告を 募集します

総務課 ☎0978-62-3131

市の制度や各手続き、サービス内容、施設紹介などを掲載した「くらしのガイド」を発行し、平成26年4月頃に市内全世帯への配布を予定しています。

前回の2011年の発行と同様に官民協働方式として、民間業者との協定に基づき誌面に掲載する広告を募集します。下記の業者が広告掲載のお願いに伺いますので、ご協力をお願いします。

【広告の申込先】

サイネックス大分支部
（☎097-532-5227）



※表紙サンプル

エコ暖ライフ
～暖房の室温は20℃に～
寒い日が続きますが、冬の場のエコ生活としては、過度の暖房を避け、寒い時は重ね着をする、暖かいものを食べる、体を動かすなどにより暖かい生活をおくる「エコ暖ライフ」が進められています。
暖房設備に頼りすぎずに体を温める工夫をし、地球にやさしいエコライフでこの冬を乗り切りましょう！

●こまめな室温チェック

暖房時の設定温度を22℃から20℃に2℃低くすると、1日で約100グラムの二酸化炭素を削減できると言われています。

ご家庭の部屋の温度はいつもどれくらいになっていますか？室温を随時チェックする生活習慣で暖房費も削減できます。



●重ね着で暖かさを保つ
寒い時はもう1枚重ね着をしたり、暖かい靴下をはいたり、二重履きにするなど暖かさが保てます。



●暖かい食事で体を温める
鍋物を囲んだり、ダイコンやニンジンなどの根菜、シヨウガ、ニンニクなどの香味野菜を上手に使うなどで体が温まる食材を工夫して食べることをこころがけましょう。



●軽い運動で体を温める
汗をかかない程度の軽い運動で体を動かすと体は温まり、気分もリフレッシュします。少し寒いと感じたら体を動かしましょう。

